

# としま区議会だより

## 第4回定例会において意見が分かれた議案

○は可決(継続)に賛成 ×は可決(継続)に反対 -は棄権

件名	結果	会派等						
		自民党豊島区議団	民主区民	公明党	日本共産党	無所属ネット	社民党	行革一〇番
豊島区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	可決	○	○	○	×	○	○	×
豊島区立豊島区民センター条例(一部改正)	可決	○	○	○	○	○	○	○
豊島区立豊島公会堂条例(一部改正)	可決	○	○	○	○	○	○	○
豊島区立南大塚ホール条例(一部改正)	可決	○	○	○	○	○	○	○
豊島区立秀山荘条例を廃止する条例	可決	○	○	○	×	○	○	○
豊島区立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例	可決	○	○	○	×	○	○	×
豊島区立高齢者在宅サービスセンター条例を廃止する条例	可決	○	○	○	×	○	○	×
豊島区立学童クラブ条例(一部改正)	可決	○	○	○	×	○	○	○
豊島区立自転車等駐車場条例(一部改正)	可決	○	○	○	×	○	○	○
豊島区立区民の森条例(一部改正)	可決	○	○	○	×	○	○	○
豊島区立目白庭園条例(一部改正)	可決	○	○	○	×	○	○	○
豊島区立児童遊園条例(一部改正)	可決	○	○	○	×	○	○	○
豊島区立公衆便所条例(一部改正)	可決	○	○	○	×	○	○	○
豊島区立社会教育施設条例(一部改正)	可決	○	○	○	×	○	○	○
豊島区立猪苗代青少年センター条例を廃止する条例	可決	○	○	○	×	○	○	○
豊島区立体育施設条例(一部改正)	可決	○	○	○	×	○	○	○
財産の無償貸付について	可決	○	○	○	×	○	○	○
財産の無償貸付について	可決	○	○	○	×	○	○	○
平成16年度豊島区一般会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	×	○	○	×
豊島区乳幼児の医療費の助成に関する条例(一部改正)	否決	×	×	×	○	○	×	○
豊島区議会政務調査費の交付に関する条例(一部改正)	継続審査	○	○	○	×	○	×	×
豊島区議会議員の報酬の特例に関する条例	否決	×	×	×	○	○	×	○
豊島区議会議員の期末手当の特例に関する条例	可決	○	○	○	○	○	○	×
豊島区教育委員会委員の任命について	可決	○	○	○	×	○	○	○

## 平成16年第4回定例会 都区財政調整主要5課題の 早期解決に関する決議を可決

平成16年第4回定例会は11月26日に開会され、会期を12月13日までの18日間と決定しました。

初日は、区長から提出された議案24件を、所管の委員会に付託後、議員提出議案の条例2件を所管の委員会に付託するとともに、決議1件を全会一致で可決しました。

11月30日及び12月1日には、9名の議員が一般質問を行いました。最終日の12月13日には、初日に区長より提出された議案のうち、5件を全会一致で、19件を賛成多数で可決しました。次に、議員提出議案のうち、1件を賛成少数で否決し、1件を閉会中の継続審査としました。続いて、追加提出された議員提出議案のうち、1件を賛成少数で否決し、1件を賛成多数で可決しました。さらに、教育委員会委員の任命について区長より提案があり、賛成多数で可決しました。

区民の皆さんから提出された請願・陳情については、2件を採択、4件を不採択、43件を閉会中の継続審査としました。

### 区長等の給料を減額する 特例条例を可決

直面する財政危機を克服し、財政健全化を達成する決意を示すとともに、行財政改革を一層推進するため、本年1月から1年間、区長の給料を20%、助役は10%、収入役と教育長は7%を減額する特例条例を可決しました。

### 議員の期末手当を減額する 特例条例を可決

区の財政再建に向け、議決機関としての決意を示すため、本年1月から1年間、期末手当の額を現行報酬額から算出した額から、議長は30万円、副議長は25万円、その他の議員は20万円を減額する特例条例を可決しました。

### 財産の無償貸付について 区民保養所の民営化に伴い、

区民保養所の民営化に伴い、

### 秀山荘及び猪苗代青少年センターの土地・建物等の財産を、引き続き宿泊施設として運営することを条件に、民間事業者に無償で貸し付けることになりました。

平成16年度補正予算2件を可決しました。

会計名	予	算	額
一般会計	(第3号)追加補正	1	億9,122万2,000円
	総額	975	億4,130万9,000円
介護保険事業会計	(第2号)追加補正	278	万9,000円
	総額	122	億1,704万3,000円

### 教育委員の任命に同意

二ノ宮富枝教育長の任期満了に伴い、区長から任命の同意が求められ、賛成多数で可決しました。

### 教育委員 日高 芳一(新任)

### 可決したその他の議案

- 豊島区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(一部改正)
- 豊島区個人情報保護条例(一部改正)
- 豊島区立豊島区民センター条例(一部改正)
- 豊島区立豊島区立豊島公会堂条例(一部改正)
- 豊島区立南大塚ホール条例(一部改正)
- 豊島区立秀山荘条例を廃止する条例
- 豊島区立特別養護老人ホーム条例を廃止する条例
- 豊島区立高齢者在宅サービスセンター条例を廃止する条例
- 豊島区立学童クラブ条例(一部改正)
- 豊島区立自転車等駐車場の条例(一部改正)
- 豊島区立区民の森条例(一部改正)
- 豊島区立目白庭園条例(一部改正)
- 豊島区立児童遊園条例(一部改正)
- 豊島区立公衆便所条例(一部改正)
- 豊島区立社会教育施設条例(一部改正)
- 豊島区立猪苗代青少年センター条例を廃止する条例
- 豊島区立体育施設条例(一部改正)

### 否決した議案

- 豊島区乳幼児の医療費の助成に関する条例(一部改正)
- 豊島区議会議員の報酬の特例に関する条例

### 継続審査とした議案

- 豊島区議会政務調査費の交付に関する条例(一部改正)

### 可決した決議(要旨)

都区財政調整主要5課題の早期解決に関する決議

平成12年4月、地方自治法の改正により、都区制度改革が実現し、特別区は首都東京の基礎的な地方公共団体として法律上の明確な地位を確立した。しかしながら、この法改正の趣旨に則った都区間の役割分担と財源配分の明確化については、17年度までに解決すべく、都区協議を行うこととされた。この問題の解決が曖昧にされれば、長年にわたり特別区の総力を挙げて取り組んできた、都と特別区の役割分担と住民に対する行政責任を明らかにする取組みは実質的にその意義を失いかねない。

また、都区の財源関係に係る課題が解決されなければ、基礎自治体として抱えている切実な行政課題に的確に対応できないという、重大かつ現実的な問題も生じることになる。

よって、豊島区議会は、都に対し、左記の事項を重点として17年度までに主要5課題の全面的な解決を目指すことを表明し、ここに決議する。

一、都が行う大都市事務・財源の明示による都区間役割分担の明確化

一、清掃関連経費の財源として都に残した745億円の特例区への移転

一、間近に迫った小中学校改革需要急増に対応できる財源の確保

一、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った都市計画交付金の確保

一、三位一体改革の影響等も含めた都区財政調整配分割合の拡充